

日本の貯蓄率は本当に高いか

之雄雄彦幸

憲史文昌時

山岡竹口谷

高舟大関茂

一橋大学助教授
信州大学助教授
大阪府立大学講師
住友生命調査部
経済企画庁研究官

一、問題の所在

わが国における家計の貯蓄率は高度経済成長以降、高水準に推移してきた。この「高い貯蓄率」あるいは欧米諸国との間の貯蓄率格差をめぐって、これまでに多くの仮説が提示され、また実証が試みられてきた。高度経済成長期に試みられた分析には、たとえば次のようなものがある。

①消費習慣仮説——所得の大幅な増加に伴って消費にタイムラグが生じたとする分析、

②恒常所得仮説——ポーンズ比率の上昇に伴う臨時所得の効果に着目した分析、

③ライフ・サイクル仮説——所得・消費の増加スピードが著しいため、生涯設計に必要となる金融資産および社会保障資産の蓄積が相対的に不足がちになると主張する分析。

このような高度経済成長と関連させた主張にもとづくならば、高い貯蓄率は一時的なものであって、高度経済成長の終焉により貯蓄率は低下するはずであった。しかしながら、表一の勤労者世帯の貯蓄率の推移にみるように、近年の低成長下でも家計の貯蓄率は依然として高い水準を維持している。

こうした状況に対して、主として国際比較の観点から、

④高齢者世帯は貯蓄率が相対的に低い。この世帯の全世帯に占める割合はこれまでわが国では低かった。この点を重視したライフ・サイクル仮説に基づいた分析、

⑤税制および資本市場の効率性の相違に着目した分析、

⑥遺産動機をはじめとする文化的社会的側面に焦点を当てた分析、

等々が新たに試みられている。このように、日本の「高い貯蓄率」を説明しようとして数多くの仮説が提示されてきたが、「高い貯蓄率」自体に対しては、これまでほとんど疑問が投げかけられなかった。消費・貯蓄の概念は統計上、国ごとに異なることが少なくない。また国際比較のさいに消費・貯蓄の概念が整合的に処理されているとは必ずしもいえない。

本稿では、所得・消費・貯蓄の概念を再検討し、貯蓄率を再定式化する。その上で一九八四年に実施された『全国消費実態調査』（以下、『全消』と略称する）の個票データを主として利用しながら貯蓄率を計算し直す。二節では、家計の所得・消費・貯蓄に関して『家計調査』および『全消』における定義を紹介した後、それと対比させる形でわれわれが貯蓄率計算で用いる定義を説明する。三節では、『全消』等を利用してどのような手順で所得・消費等の各項目を推計したかを述

表1 貯蓄率の推移
(全国、勤労者世帯)

1963年	16.2%	1976年	22.6%
64	17.1	77	22.8
65	17.2	78	23.0
66	17.6	79	22.4
67	18.4	80	22.1
68	18.6	81	20.8
69	19.2	82	20.7
70	20.3	83	20.9
71	20.1	84	21.3
72	21.6	85	22.5
73	22.5	86	22.6
74	24.3	87	23.6
75	23.0		

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

べる。四節では、新たに定式化した貯蓄率を推計する。五節では残された今後の課題について言及する。

二、貯蓄率の再定式化

『全消』は、約五万の世帯を対象として家計収支・資産および負債に関する事項を総合的に調査しており、わが国の消費統計としては最も信頼性の高いものの一つである。『全消』は総務庁によって一九五九年から五年毎に実施されている。この種の調査としては、『家計調査』『貯蓄動向調査』『農家経済調査』『国民生活基礎調査』等もあるが、全世帯を対象としてフローとストックの両面から家計の実態を明らかにする調査は今のところ『全消』に限られている。

調査結果に関する諸々の計数は、『家計収支編』『耐久消費財編』『年間収入編』『貯蓄編』等々に分けて整理されている。

『全消』における所得・消費・貯蓄等

手帳より
借入額を
高収入に
記入する

の定義は「家計調査」と同一である。また年間収入は、勤め先収入、事業所得、副業・内職収入、財産収入、社会保障給付、受贈金等、および現物消費から構成されている。年間収入から税金・社会保障料等の非消費支出を控除すると可処分所得となる。この可処分所得から消費支出を控除した残りは「黒字」と呼ばれている。従来、分析の対象とされてきた貯蓄はこの「黒字」に該当している。

所得をどのように定義するか。これは理論的にも実際的にもかなり複雑で難しい問題である。所得の定義は分析目的によって異なると考えるべきだろう。本稿では、家計の保有する資産から生み出される収益として家計の所得を定義する。この定義はサイモンズの所得の定義「ある家計が期初に所有している資産の総額を期末においても維持するという制約条件のもとで、一定期間中に消費しうる価値額の最大値」と基本的に同じであり、また包括的所得税のタックス・ベースとも理論的には一致している。

具体的には、保有資産を人的資産・金融資産・実物資産の三つに区分する。その上で、各資産から発生する所得ないし各資産に帰着する所得を項目ごとに積み上げる。すなわち人的資産から発生する所得として勤労所得・退職金・社会保障給付・事業所得等がある。金融資産から発生する所得として利子・配当や値上が

り益がある。実物資産から発生する所得として賃貸料収入・値上がり益・帰属サービスがある。これらの所得のうち帰属サービスを除くと、いずれの所得も市場における評価が可能である。しかし帰属サービスは実際に市場では授受が行われない。そこで、その授受があたかも行われたかのように擬制的に考えて帰属サービスを推計する。

家計は消費を通じて効用(満足)を得るという観点から消費を考えることにしよう。そうすると、一定期間の消費支出の中には、当該期間中に費消し尽くす財貨・サービスに対する支出のみならず、実物資産の保有を通して家計が享受する帰属サービスを、発生所得に見合う形で計上することも必要となる。耐用期間の長い住宅や耐久消費財の購入に関しては家計は長期にわたってサービスを享受する。したがって、これらの財の消費支出は耐用期間を通して計上されるべきである。しかし『全消』を含む各種の消費統計では、推計上の制約から耐用期間の長い住宅の購入分は貯蓄に区分され、また耐久消費財は購入分が購入時に全額消費に区分されている。本稿では住宅・土地および耐久消費財について、その所有ないし使用から生み出されるサービス額を帰属計算で推計する。そして、これを可処分所得に加えると同時に消費支出にも計上して貯蓄率を計算する。さらに社会

保険医療制度による現物給付分については、政府から家計にその分だけ所得が移転され、家計は移転所得に見合う金額を医療費支出として追加的に費消しているとみなした。このように医療サービスの現物給付分を所得と消費の双方に計上した。したがって、われわれが貯蓄率の計算で用いた算式は以下のとおりである。

可処分所得
 Ⅱ 従来の可処分所得(年間収入ー税金ー社会保険料)
 ー住宅・土地資産の評価益
 十耐久消費財の評価益
 十住宅・土地資産の保有から生じる帰属サービス
 十耐久消費財の保有から生じる帰属サービス

消費支出
 Ⅱ 従来の消費支出
 ー耐久消費財購入額
 十住宅・土地資産の保有から生じる帰属サービス
 十耐久消費財の保有から生じる帰属サービス
 十医療現物給付額……………[1]

十医療現物給付額……………[2]

家計の保有するすべての資産の評価額が一定期間中にどれだけふえたか。この金額を貯蓄(ネットタム)と定義すれば、貯蓄と消費および税金等の非消費支出の合計は恒等的に所得に等しくなる。このとき、貯蓄率は

貯蓄率
 Ⅱ Ⅰ (消費支出/可処分所得) …… [3]

三、所得・消費の推計手順
 三・一 可処分所得の年間計数
 A 年間収入
 各世帯の年間収入は『全消』の「年間収入調査票」に記載された数字を基本的にはそのまま採用した。特別の調整をしたのは、次の三点である。

(1) 利子・配当等は『全消』では記入額が過小ないし未記入となっているケースが多い(総額ベースで見ると普通世帯全体で三割程度の記入にすぎない)。そこで「年間収入調査票」に記載された利子・配当データをそのまま利用することとしなかった。代わりに「貯蓄調査票」に記載されている項目別金融資産現在高を利用して、利子・配当および株式

のキャピタル・ゲインを推計した。具体的には、一九八四年の金融データに基づいて、各金融資産の年間名目収益率を、普通預金一・五%、定期性預金(銀行五・五%、郵貯四・五%)、信託五・九五%、と想定した。また株式に対する配当としては東京証券取引所第一部上場企業の平均配当利回り一・一九%を用いた。株式のキャピタル・ゲインについては、一九八四年一月末にいたる一年間の株価上昇率二七・三三%を用いた。

(2) 親族等への仕送り金は、『全消』では送り手世帯の消費支出として扱われ、その他消費支出の項目に計上されている。他方、親族等からの仕送り金は、受け手世帯の年間収入の項目として扱われている。本稿では二重計算を避けるため、親族等への仕送り金を送り手世帯の年間収入から控除することにした。同時に、親族等への仕送り金を送り手世帯の消費支出には計上しないように処理した。

(3) ローン金利は、『全消』では非消費支出の項目に計上されている。預金の利子を所得として計上していることとの整合性を図るため、本稿ではローン金利支払分をあらかじめ所得から控除しておくことにした。

B 税金
年間収入に対応した年間ベースの租税負担額は『全消』には記載されていない。

そこで「年間収入調査票」を利用して所得税・住民税の所得割分についての推計を行った。推計作業は各年次における税法上の規定に沿って可能な限り忠実に進めた。

なお本稿で推計した税額は所得税・住民税のみであって、固定資産税をはじめとする他の税目については推計していない(従って、この分だけ推計された貯蓄率は過大となる)。また住民税の均等割分については、一律に道府県民税を七億円、市町村民税を二千万円(年額)と仮定して計算した。

C 社会保険料

社会保険料本人負担分の年間負担額も『全消』には記載されていない。そこで、勤労者については、いわゆる大蔵省方式を用いて社会保険料を推計した。また非勤労者世帯(一般世帯)については、国民年金保険料(月額一人六千二百二十円)と国民健康保険料を推計した。国民健康保険料は『国民健康保険実態調査報告』に基づいて推計した。

D 実物資産の評価益

本稿では、一九八四年における住宅・土地資産の評価損益および耐久消費財の評価損益についてはゼロとした。

E 帰属家賃

帰属家賃は一般に、持家が賃貸されたならば市場で賃貸料がどのように評価されるかという観点から推計されている。

表2 家賃関数の推定結果

変数	パラメーター	t 値
定数項	9643.051	6.15
P 1	28084.719	35.79
P 2	11627.888	14.06
P 3	3299.765	4.06
P 4	22627.985	28.74
P 5	- 7.323	- 0.01
C 1	- 4823.574	- 3.72
C 2	- 1321.720	- 1.03
C 3	10878.916	8.30
C 4	1582.834	0.77
B	10397.619	29.26
J 1	-24332.786	-27.50
J 2	-16459.480	-22.18
J 3	-11484.342	-17.00
J 4	- 8740.799	-12.96
J 5	- 4409.273	- 6.28
F	34.64373	45.85

R²=0.5171
標本数=13024
P.....都市階級ダミー
1=人口25万人以上~35万人未満
2=人口20万人以上~25万人未満
3=人口15万人以上~20万人未満
4=人口10万人以上~15万人未満
5=人口10万人未満
標準=人口35万人以上
C.....住宅の構造ダミー
1=木造
2=防火木造
3=鉄骨・鉄筋コンクリート造
4=ブロック造
標準=その他
B.....浴槽の有無ダミー
B=1有、B=0無
J.....建築時期ダミー
1=1944年以前
2=1945年~1960年
3=1961年~1970年
4=1971年~1975年
5=1976年~1980年
標準=1981年以降
F.....延べ面積(m²)

通常、持家の帰属家賃は借家の賃貸料とその属性との関係を用いて推計される。すなわち『住宅統計調査』および『全消』においては、京浜大都市圏、中京・京阪神大都市圏、およびその他の地域の三区分にしたがって地域別に次式の家賃関数に基づいて帰属家賃が推計されている。

$$\log Y (\text{家賃}) = b_0 (\text{定数項}) + \sum b_{1i} (\text{都市階級のダミー変数}) + \sum b_{2i} (\text{住宅の構造のダミー変数}) + b_3 (\text{浴槽の有無のダミー変数})$$

$$+ \sum b_{4i} (\text{建築時期のダミー変数}) + b_5 (\text{延べ面積}) \dots\dots\dots [4]$$

上記の家賃関数において都市階級を除くと、いずれの説明変数も個々の住宅の属性を示す変数であり、地域的に異なる家賃を説明する変数は都市階級ダミーだけである。都市階級は住宅の立地する市町村の人口規模によって分類されており、それが家賃関数のなかで借家に対する地域的な需要要因もしくは地域的な供給要因のいずれを代理するのかわかりたくない。

表3 家賃関数の推定結果

変数	パラメーター	t 値
定数項	-1522.292	-2.70
V ^H /F	0.1603	51.98
V ^L /F	0.01609	47.85
WC	4631.109	23.97
J 1	591.677	1.13
J 2	-1140.132	-2.30
J 3	-2799.559	-5.58
J 4	-270.990	-0.49
J 5	489.005	0.76
J 6	2195.262	3.84
J 7	-1044.550	-1.72

$R^2=0.5866$
 標本数=11815
 R …年間家賃額(円)
 V^H …住宅資産評価額(円)
 V^L …土地資産評価額(円)
 F …住宅床面積(m²)
 WC…水洗式便所の有無ダミー
 WC=1有、WC=0無
 J …建築時期ダミー
 1=1970年以前
 2=1971年~1975年
 3=1976年~1978年
 4=1979年
 5=1980年
 6=1981年
 7=1982年
 標準=1983年

しかしながら、いずれの場合についても家賃の高さは人口規模の大きさに対応した水準となることが期待されている。都市階級ダミーによって期待される効果を検討するために、『住宅統計調査』の借家世帯の個票データにもとづいて、『4』式の家賃関数におけるパラメーターを推定してみた。その推定結果は表二のとおりである。

推定結果によれば、人口規模と家賃の間に期待された関係は見出すことができない。そのみならず最も人口規模の大きな都市階級よりも家賃関数が下方に位置する都市階級は人口十万人未満の都市に限られている。こうした結果は、都市階級のダミー変数が地域的に異なる家賃

表4 帰属家賃の都道府県別推計額 (1984年)

都道府県	平均値(千円)	中央値(千円)	変動係数(%)
1 北海道	919	712	81.3
2 青森	682	447	95.8
3 岩手	677	449	97.4
4 宮城	769	534	79.7
5 秋田	624	429	90.2
6 山形	885	599	89.1
7 福島	901	647	84.8
8 茨城	926	663	87.1
9 栃木	941	717	84.9
10 群馬	880	675	81.0
11 埼玉	1,318	1,158	61.7
12 千葉	1,358	1,182	64.1
13 東京都	1,766	1,554	62.8
14 神奈川県	1,490	1,316	56.6
15 新潟	965	677	91.0
16 富山	1,147	838	84.3
17 石川	1,276	1,034	73.7
18 福井	1,308	1,010	76.3
19 山梨	1,177	967	75.0
20 長野	978	742	73.2
21 岐阜	1,085	810	80.0
22 静岡	1,239	1,066	69.4
23 愛知	1,429	1,213	66.9
24 三重	980	716	82.1
25 滋賀	1,069	711	91.8
26 京都	1,253	997	66.4
27 大阪	1,243	1,033	71.8
28 兵庫県	1,254	1,051	70.2
29 奈良	1,214	1,063	67.4
30 和歌山	995	699	84.8
31 鳥取	927	691	77.1
32 島根	964	566	104.9
33 岡山	932	633	94.5
34 広島	1,054	829	77.0
35 山口	1,066	786	80.0
36 徳島	1,255	966	81.7
37 香川	1,195	846	97.3
38 愛媛	900	644	90.5
39 高知	857	632	88.4
40 福岡	952	731	73.2
41 佐賀	846	558	92.5
42 長門	644	475	81.2
43 熊本	967	728	82.5
44 大分	802	556	88.7
45 宮崎	685	439	92.2
46 鹿児島	681	435	91.4
47 沖縄	1,429	1,301	78.7
全体	1,153	936	78.4

を説明する指標として適切でないことを示している。

そこで、われわれは次のような家賃関数を想定して帰属家賃を推計することに

$$R/F = a_0 + a_1(V^H/F) + a_2(V^L/F) + a_3WC + \sum a_4J_i + (\text{残差項}) \dots$$

【5】

ここでRは家賃額、Fは建築床面積、WCは水洗便所の有無に関するダミー変数、Jは建築時期に関するダミー変数である。また、住宅資産評価額V^Hは建築時期からの経過年数に対応して減価させた

評価額である。土地資産評価額V^Lは敷地面積に住宅地の公示地価の中央値を乗じた値である。

【5】式の家賃関数を、『住宅統計調査』の借家世帯の個票データにもとづいて抽出率の逆数で重みづけした最小二乗法で推定した結果は表三のとおりである。

推定結果によれば、標本数一一、八一五の大標本数のもとで自由度修正済み決定係数が〇・五八六六であり、家賃は【5】式の関数でかなりの程度説明できるといえよう。説明変数のなかでは住宅資産評価額・土地資産評価額・水洗式便所の有無の変数が統計的にきわめて有意である一方、建築時期ダミーはすべてが有意に影響しているとは必ずしもいえない

い。住宅資産に対する年間名目収益率は一六%と計測された。この値は、割引率を一九八四年の市場利率五・五%、住宅価格の期待上昇率を〇、減価償却率を木造住宅の法定耐用年数に対応した九・六%とそれぞれ仮定したときの数値とはほぼ一致している。また、土地資産に対する年間名目収益率は一・六%と計測されたが、これは、期待地価上昇率がわが国ではきわめて高いことによるものと解釈することができよう。

【5】式の家賃関数にしたがって計算した一九八四年における持家の帰属家賃(平均値、中央値、変動係数)を県別ならびに年齢階層別に示したのが表四、表五である。

表5 帰属家賃の年齢階層別推計額(1984年)

年齢階層	平均値(千円)	中央値(千円)	変動係数(%)
24歳以下	1,206	1,023	83.2
25 - 29	1,198	1,030	74.2
30 - 34	1,206	1,050	67.4
35 - 39	1,224	1,030	71.3
40 - 44	1,204	1,001	74.8
45 - 49	1,149	943	78.3
50 - 54	1,107	864	83.0
55 - 59	1,120	868	86.0
60 - 64	1,130	859	84.2
65 - 69	1,065	850	81.0
70 - 74	1,015	791	86.5
75歳以上	1,035	767	84.3
全 体	1,153	936	78.4

われわれが算出した持家の帰属家賃年額は全国平均値で一・五万円あまり(一九八四年)である。この値は、『全消』に記載されている帰属家賃の全国平均値に四六・二万円強に比較して二・五倍の高い値となっている。一カ月十万円弱という家賃水準は持家を賃借すると仮定したときの家賃の支払い額を考えれば、ほぼ妥当な水準であると判断されよう。

帰属家賃の分布はいずれの県についても正の歪みを有し、バラツキも大きい。県別の平均値では、地価の高さを反映して東京都の帰属家賃が一七六・六万円と最も高い。一方、帰属家賃が最も安い県は秋田県であり、その平均値六二・四万円は東京都の三分の一強の水準にすぎない。

年齢階層別の平均値はどうか。高齢層

表6 宅地の敷地面積(所有者のみ、1984年)

(単位: m²)

年齢階層	平均値	中央値
24歳以下	187	163
25 - 29	187	161
30 - 34	218	186
35 - 39	222	183
40 - 44	238	198
45 - 49	247	208
50 - 54	283	240
55 - 59	320	260
60 - 64	344	275
65 - 69	364	269
70 - 74	336	265
75 -	314	258
全 体	271	218

層ほど保有する敷地面積は広く(表六をみよ)、その土地資産額は大きい。住宅は概して古い。それに対して若年齢層ほど土地資産額は小さいものの、住宅の取得時期が新しいので、住宅資産の評価額は大きい。その結果、各年齢層間で差のない帰属家賃を支出している。

さらに給与住宅、公営賃貸住宅、公社賃貸住宅(以下「給与住宅等」とよぶ)についても同様に帰属家賃を計算した。そのさい給与住宅等については『全消』から建築時期に関する情報が得られないので、『住宅統計調査』にもとづいて求めた給与住宅等の平均経過年数一四年をここにおけるすべての住宅に適用した。推計結果によると、給与住宅等の帰属家賃は全国平均値で年額七〇・八万円強(一九八四年)となった。この金

額は持家のその六〇%強である。『全消』に記載されている給与住宅等の家賃支払額は平均で一・八・三万円弱である。したがって今回計算された帰属家賃と実際に支払われた家賃の差額は分五二・六万円弱が会社あるいは公団・公社等から借家世帯へ所得移転されたことになる。

全国ベースの持家の帰属家賃は合計で二四兆九五六億円と推計され、また給与住宅等の帰属家賃の差額は合計で二兆一六三億円に達する。

F 耐久消費財の帰属サービス

家計は耐久消費財の所有ないし使用を通して長期にわたってサービスを受用する。この観点に立つと、その購入は住宅と同様に投資とみなすことができる。この場合、家計において耐久消費財の所有から生み出されるサービスが消費支出額

となる。ここでは、耐久消費財のサービス支出額(粗支出額、グロスタム)を、住宅の帰属家賃と同様に次式のように推計した。

$$C_j = (\gamma + \delta_j - \rho_j) D_j \dots [6]$$

ここで、 D_j は耐久消費財jのストック評価額、 C_j はサービス支出額、 γ は利子率、 δ_j は減価償却率、 ρ_j は耐久消費財の価格上昇率をそれぞれ表している。

耐久消費財のネットク評価方法はついでに次号で解説する。また γ については名目で年率五・五%と仮定した。減価償却率(耐用年数)は後述のとおりである。なお一九八四年における耐久消費財の価格上昇率については、すでに述べたようにゼロであると本稿では仮定した。

われわれの推計した耐久消費財のサービス支出額(グロスタム)は表七に示されている。

他方、『全消』報告の「家計収支編」には耐久消費財支出額が記載されている(表八をみよ)。われわれの推計した耐久消費財のサービスフローと比較したとき、「家計収支編」に計上されている耐久消費財支出はきわめて小さい。この一因は推計方法が相違している点にある。くわえて「家計収支編」における耐久消費財支出の計上には一部に記入もれの問題がないとはいえない点ももう一つの原

cf. tot. 25兆 192

表7 耐久消費財ストックのサービスフロー年額

(単位：円、1984年)

費 目	サービスフロー額
住居・家具・家事用品	242,894
教 養 ・ 娯 楽	98,567
交 通 ・ 通 信	288,639
合 計	630,100

因となっている。

表八には、「家計収支編」の耐久消費支出および「耐久消費財編」の購入額について抽出率調整後の一世帯当り平均値が示されている。耐久消費財支出は一二月ペースに換算した計数である一方、また購入額（主要品目のみ）は調査年の一二月の購入予定を含めた年ベースの計数であり、購入数量に平均購入単価を乗じたものである。このうち交通・通信については、「家計収支編」の計数の方が「耐久消費財編」のそれを大幅に下回っている。交通・通信の耐久消費財支出のなかで大半を占める品目は自動車である。「耐久消費財編」では一九八四年中の自動車購入台数は抽出率調整後の全世界帯合計で新車二〇一万台である。この数値は、

表8 「全消」(1984年)における「家計収支編」と「耐久消費財編」の計数比較

(単位：円、年額、平均値)

費 目	「家計収支編」における耐久消費財支出	「耐久消費財編」における耐久財購入額
住居・家具・家事用品	66,847	48,819
教 養 ・ 娯 楽	27,462	27,416
交 通 ・ 通 信	53,147	147,259
合 計	153,800	223,494

『自動車統計年鑑』における一九八四年国内個人向け自動車出荷台数(新車分)二二九万台と比べてやや少ない程度にとどまっている。したがって、明らかに「家計収支編」における自動車支出額は過小である。自動車の支出額は他の品目の支出額と比べるとかなり大きい。少なからぬ調査世帯が自動車を住宅同様に資産とらえて消費支出から脱落させているのではないだろうか。

G 住宅資産の減価償却額

住宅資産の減価償却額を推計するさい、その耐用年数を大蔵省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(一九六五年)にもとづいて、木造二四年、防火木造二二年、鉄筋・鉄骨コンクリート造六〇年、ブロック造四五年とそれぞれ仮定した。したがって、住宅資産の評価額を、本稿ではそれぞれの耐用年数に対応して毎年九・二%、九・九%、三・八%、五・〇%の一定率で減価させている。

住宅資産の減価償却額は所得の控除項目であり、貯蓄率に大きな影響を与える。ここでは住宅の陳腐化が貸家市場でどのように評価されているかという観点から、適用した減価償却率の妥当性を改めて検討することにした。

償却率の推計に際しては、帰属家賃の推計に利用した「5」式を基本モデルとし、これに修正を加えた。住宅資産の評価額に関して、基本モデルでは減価償却後の評価額を用いたが、修正モデルでは同一の住宅を仮に一九八三年一〇月末に新しく建築したとしたらどの程度の工事費がかかるかを計算し、その金額を適用した。住宅の陳腐化効果は、経過年数を反映した建築時期ダミーにあらわれることになる。修正モデルでは、被説明変数を新築の住宅資産の収益率として、次のように定式化した。

$$RV^H = \beta_0 + \beta_1(V^H/V^H) + \beta_2 WC + \sum \beta_3 J_i + \dots [7]$$

ここでV^Hは減価償却前の住宅資産評価額を表し、他の変数はすべて「5」式の時と同じである。「7」式のような定式化によって減価償却率の評価が容易にできる。

推定結果は表九に示されている。それによると、一九八三年建築の住宅資産に対する収益率は一三・八九%である。また一九八二年建築の住宅資産の収益率は一一・一%、以下、一九八一年一・九五%、一九八〇年一〇・五九%、一九七九年九・六七%、一九七六―一九七八年六・八三%、一九七五―一九七五年六・〇七%、一九六一―一九七〇年四・九一%と住宅の陳腐化に対応して収益率が低下している。収益率の低下を年率で算出すると、どうなるか。計算結果によれば、一九八一年以降に建築した住宅資産の評価額に関するかぎり、その下落率は不安定である。しかし一九八〇年以前に建築された住宅は、その評価額が毎年ほぼ八%前後で下落している。この数値は、前述した構造別の耐用年数に対応した減価償却率を、構造別の貸家戸数のウェイトで加重平均した値に近接している。つまり貸家市場における評価に関する限り、住宅資産の減価償却率を木造九・二%、

表9 貸家資産の収益率関数についての推定結果

変数	パラメーター	t 値
定数項	0.1389	31.92
VL/V ^H	0.0116	40.12
WC	0.0657	45.40
J ₁	-0.1238	-27.95
J ₂	-0.0898	-20.69
J ₃	-0.0782	-18.12
J ₄	-0.0705	-15.84
J ₅	-0.0421	- 8.55
J ₆	-0.0330	- 5.71
J ₇	-0.0094	- 1.83
J ₈	-0.0278	- 5.10

R²=0.5037

標本数=11,815

J.....建築時期ダミー

1 = 1960年以前

2 = 1961~1970年

3 = 1971~1975年

4 = 1976~1978年

5 = 1979年

6 = 1980年

7 = 1981年

8 = 1982年

標準 = 1983年

H 耐久消費財の減価償却額を厳密に推計するために、保有品目の一つひとつについて購入時期を知ることが必要となる。このデータは一九七九年調査では与えられないが、一九八四年調査では前年までに

購入した品目の購入年が入手できない。ここでは、どの品目に関しても所有総数についてその平均経過年数を耐用年数の半分とみなした。表一〇は主要品目について一九七九年調査における所有耐久財の経過年数(中央値)を調べたものである。同表には、われわれが利用した耐用年数(一九七〇

年『国富調査』における家計資産の耐用年数と基本的に同じである)も示されている。その比較によると、大半の品目で経過年数は耐用年数のほぼ半分となっていることがわかる。つまり上述のようなわれわれの仮定が必ずしも不適切ではないことが確かめられる。上述の仮定に疑問符がつくのは、主として布団乾燥機、セントラル・ヒーティング、音声多重テレビ、ビデオ等の新製品に限られよう。

Ⅰ 医療現物給付額

『全消』においては、医療機関に支払う医療費は概ね社会保険医療の患者窓口負担額のみ計上されている。したがって、これを積み上げて算出したマクロベースの医療費は、国民医療費と比べると医療現物給付分だけ過少となっている。そこで、本稿では医療サービスの給付にとりなう移転所得相当分を次のような手順で推計した。

まず、職業区分が労務者・公務員・職員・法人経営者のいずれかに属する者および現在年齢が七〇歳以上の者については、本人窓口負担額をゼロとみなした。つぎに上記の二つのタイプ以外の世帯員については、患者窓口負担の割合を三割とみなした。その上で、世帯ごとに医療費の窓口負担分が年間いくらになっているかを推計した。具体的には「家計収支編」に計上されている「診療代」および「入院料」の二項目について合計(月

次データ)を求め、三・二項で述べるような方法で年間換算した。こうして得られた世帯別窓口負担額を、各世帯において世帯人員別に割り振った。割り振りにさいしては、対象を三割自己負担付きの世帯員に限定した上で、表一一に示されている年齢別の一人当り医療費比率にしたがって按分した。世帯人員別に窓口負担額が推計されると、それを年齢階層ごとに世帯横断的に集計することができる。その集計額を三分の十倍すると、現物給付込みの医療費総額(ただし、窓口負担ゼロの者の医療費は含まれていない)が年齢階層別に求められる。他方、年齢階層別の国民医療費は表一二の「参考」欄のとおりである。両者の差額分を各年齢階層別それぞれ一律に配分した。

以上の手順で推計した医療現物給付分は表一二のとおりである。

三・二 消費支出額の年間計数

『全消』では、九月から一月までの三カ月間における月平均の家計収支しか得ることができない。われわれの分析に与っては、月次データを年換算する必要がある。ただし、九月から一月までの三カ月間における月平均消費額を単純に十二倍しても、その値には季節性の存在のためにバイアスが生じるおそれがある。そこで、われわれは、三カ月間の平均消費支出を年ベースに換算する倍率を一〇地域・一〇大品目別に求めた。すなわち

表11 年齢別1人当り医療費

(単位：千円)

年齢階層	1984年度
0歳～14歳	48.5
15～44	73.1
45～64	168.7
65歳以上	406.7
(70歳以上再掲)	(473.1)
全体	123.1

資料) 厚生省「国民医療費」

一九八四年の総務庁『家計調査』を用いて、まず一〇大品目別に九月から一月までの三カ月間の平均支出が年間支出に占める割合を求めた。ついで、地域別の換算倍率については自由度を確保するために一九八三年から一九八五年までの『家計調査』を用いて一〇地域別の倍率をそれぞれ求めた。

表10 耐用年数と経過年数(中央値)

耐久消費財の種類	耐用年数	経過年数
ガスステープル	8	4.15
ガスレンジ	8	4.14
電子レンジ	8	3.92
電子レンジ	8	4.11
オートステープル	8	3.55
電気冷蔵庫(200ℓ以上)	8	4.32
その他冷蔵庫	8	5.24
電気掃除機	8	4.96
全自動洗濯機	8	3.90
その他洗濯機	8	4.83
布団乾燥機	8	1.64
ミシン	8	5.32
扇風機	8	5.19
冷暖房専用ルームエアコン	8	3.39
冷暖房兼用ルームエアコン	8	3.44
温風ヒーター	8	2.13
石油ストーブ	8	4.53
ガスストーブ	8	5.10
電気ストーブ	8	5.01
セントラルヒーティング	19	4.57
電気こたつ	8	5.15
電気毛布	8	4.64
音声多重放送テレビ	8	0.85
その他カラーテレビ	8	5.00
白黒テレビ	8	5.32
ビデオプレーコーダー	8	2.78
ラジオセッター	8	5.19
ラジオセッター	8	3.62
テープレコーダー	8	5.08
ステレオ	8	5.12
カメラ	8	5.20
8mm・16mm撮影機	7	5.15
ビデオ	10	5.18
オルガン(含む電子オルガン)	7	5.25
ギタースト	7	5.21
スキー	4	5.00
ゴルフセット	6	5.00
電動工具セット	3	5.02
乗用車(新車で購入)	8	2.50
"(中古で購入)	4	2.61
ライオン	6	2.74
自動二輪車	4	2.78
自転車	3	3.85

なお、そのさい耐久消費財の購入額は消費支出の中から除いた。

四、貯蓄率の推計結果

表一三は一九八四年について推計した結果であり、異なる所得および消費の概念に対応した貯蓄率が示されている。所得および消費の概念が変わったり、あるいは、その推計方法が修正されたりすると、どれだけ貯蓄率が変わるかを知らることができない。なお表一三における貯蓄率は、二人以上の普通世帯全体(農家を含む)を対象として、世帯属性ごとに集計された可処分所得および消費にもとづいて計算されている。ケース①とケース②で用いた消費と可処分所得の範囲は表一四のとおりである。

われわれの定義にもとづく貯蓄率はケース②で与えられ、一方、従来広く用いられてきた貯蓄率はケース①の場合である。

表一三によれば、普通世帯全体の貯蓄率はケース①の二七・三%からケース②の一一・五%へとドラスティックに変化する。

ケース②とケース①の差は〇・七%であり、これは利子・配当・株式キャピタルゲインを推計しなおしたこと、ローン金利を所得から控除したこと、親族等への仕送り金を所得・消費から控除したことによってもたらされている。なお、ケース②では、利子・配当所得等を金融資産にもとづいて計算しており、ケース①に準じて利子・配当所得等を報告書に記載された計数とするならば、ローン金利控除の効果は四・三%となる。

ケース③とケース②の差は、総務庁が『全消』の調査結果を発表するさいに推計した帰属家賃の中の持家の帰属サービス分を、所得および消費の双方に計上したことによってもたらされている。

表12 医療現物給付額の推計値

(単位：億円、1984年)

年齢階層	普通世帯	単身者世帯	合計	現物給付率	(参考) 国民医療費総額
0～14歳	10,710	0	10,710	83.33%	12,853
15～44	30,949	1,157	32,106	81.74	39,278
45～64	41,232	2,112	43,343	91.74	47,247
65～69	9,423	1,308	10,731	96.34	11,139
70～	34,173	3,308	37,481	100.00	37,481
全体	126,486	7,884	134,370	90.54	147,998

ケース④とケース③の差は持家に関する。③における帰属家賃の水準が大幅に異なることによるもので、両貯蓄率の差は二

手帳の大幅に減るはず

表13 マクロの平均貯蓄率(1984年)

ケース	貯蓄率 (%)
①	27.3
②	28.0
③	26.4
④	24.1
⑤	23.8
⑥	23.7
⑦	22.1
⑧	15.2
⑨	11.5

・三%に達している。
 ケース⑤の場合には、給与住宅等の差額帰属家賃の効果をj知ることができ、われわれの推計では、この場合、ケース④の場合よりも貯蓄率が〇・三%下落している。
 ケース⑥は、ケース⑤までにおいて消費に計上されていた耐久消費財の購入額に代えて、耐久消費財のストックからもたらされるサービスフロー額を所得・消費に計上した計算結果である。ケース⑥の貯蓄率はケース⑤の場合と結果的に同じであった。
 ケース⑦は医療現物給付の効果を示す。医療現物給付に伴う移転所得を考慮すると、貯蓄率はさらに一・六%低下する。
 ケース⑧とケース⑨は、実物資産の陳腐化にともなう減耗分を資産所得に対するコストとして所得から控除して計算されている。ケース⑧の計数は、耐久消費財の減価償却分を調整した純貯蓄率である。

り、その値は一五・二%となる。ケース⑨は、耐久消費財および住宅の減価償却分を調整した純貯蓄率を示しており、その計数は一一・五%となる。資産の減価償却分を調整した純貯蓄率とそれを調整しない粗貯蓄率との差は一〇・六%に達している。
 以上にみるように、主として帰属家賃の再評価・医療現物給付・ローン金利支払い分・資産の減耗分などを調整すると、わが国家計の貯蓄率は一九八四年において一一・五%である。このうち株式のキャピタルゲインによる資産増を除くと、貯蓄率は九・二%に過ぎず、著しく高い水準にあると必ずしもいえない。
 無職世帯では、ケース①よりもケース

表14 可処分所得と消費支出の範囲

ケース	可処分所得	消費支出
①	「家計調査」全消における可処分所得	「家計調査」全消における消費支出
②	(ケース①の可処分所得) + (金融資産から推計した利子・配当等の収入) - (全消に記載されている利子・配当等の収入) - (ローン金利支払額) - (親族等への仕送り金)	(ケース①の消費支出) - (親族等への仕送り金)
③	(ケース②の可処分所得) + (「全消」に記載されている帰属家賃) - (持家の修繕・維持費)	(ケース②の消費支出) + (「全消」に記載されている帰属家賃) - (持家の修繕・維持費)
④	(ケース③の可処分所得) + (われわれが推計した持家の帰属家賃) - (持家の修繕・維持費)	(ケース③の消費支出) + (われわれが推計した持家の帰属家賃) - (持家の修繕・維持費)
⑤	(ケース④の可処分所得) + (給与住宅等の差額帰属家賃) - (給与住宅等の修繕・維持費)	(ケース④の消費支出) + (給与住宅等の差額帰属家賃) - (給与住宅等の修繕・維持費)
⑥	(ケース⑤の可処分所得) + (耐久消費財のサービスフロー)	(ケース⑤の消費支出) + (耐久消費財のサービスフロー) - (耐久消費財の購入額)
⑦	(ケース⑥の可処分所得) + (医療現物給付額)	(ケース⑥の消費支出) + (医療現物給付額)
⑧	(ケース⑦の可処分所得) - (耐久消費財の減価償却額)	(ケース⑦の消費支出)
⑨	(ケース⑧の可処分所得) - (持家住宅の減価償却額)	(ケース⑦の消費支出)

表15 住宅の所有関係別にみた消費性向の分布 (%)

消費性向	ケース②			ケース⑨		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
0.2 未満	0.57	0.10	0.03	0.01	0.03	0.03
0.2-0.4	7.77	1.57	1.59	0.78	0.63	0.15
0.4-0.5	9.62	3.88	4.07	2.17	1.24	0.76
0.5-0.6	13.31	8.20	9.41	4.86	3.65	2.68
0.6-0.7	15.75	13.37	14.65	9.02	7.36	7.42
0.7-0.8	14.21	16.56	17.38	13.50	13.81	13.21
0.8-0.9	10.80	15.00	14.91	15.75	17.19	19.19
0.9-1.0	7.69	11.94	12.57	15.46	15.73	18.31
1.0-1.1	4.98	7.83	8.04	11.95	12.25	15.48
1.1-1.2	3.49	6.03	4.96	8.37	8.58	8.12
1.2-1.3	2.53	4.40	3.09	5.50	6.19	5.33
1.3-1.4	1.80	2.29	2.19	3.75	3.97	3.34
1.4-1.6	2.31	3.39	3.17	3.94	3.78	3.38
1.6-1.8	1.47	1.86	1.35	1.80	2.55	1.08
1.8-2.0	0.88	1.08	0.64	1.02	1.04	0.70
2.0 以上	2.79	2.50	1.98	2.13	1.99	0.81

注 (1)持家
 (2)民営借家
 (3)公営借家

②の方が貯蓄率は大幅に高くなる。これは、無職世帯に多く含まれる高齢者世帯においてローン支払いがほとんどなく、かつ保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過小に記載されているからであると解釈できる。したがって以下の検討では、従来広く利用されてきたケース①に代えてケース②の貯蓄率を採用した。
 ケース②の計数計算においては、住宅の帰属サービスが考慮されていないため、貯蓄率の大きさは住宅所有の有無に大きく依存する。表一五は住宅の所有関係別にみた消費性向の分布である。それによると、持家世帯の消費性向の分布が借家世帯の消費性向の分布よりも下方に位置

表16 世帯区別にみた消費性向の分布 (%)

消費性向	ケース②				ケース③			
	(1)	(2)	(3)	全体	(1)	(2)	(3)	全体
0.2 未満	0.11	1.16	0.24	0.44	0.00	0.03	0.00	0.01
0.2-0.4	3.79	11.35	6.22	6.26	0.28	1.59	0.36	0.69
0.4-0.5	7.32	10.48	8.02	8.33	1.19	3.49	1.26	1.90
0.5-0.6	12.93	11.42	10.83	12.34	3.76	6.23	4.14	4.55
0.6-0.7	18.04	11.17	13.65	15.66	8.90	9.21	6.84	8.87
0.7-0.8	17.68	10.05	12.19	15.00	15.18	11.58	11.66	13.86
0.8-0.9	13.65	8.52	10.97	11.92	18.95	11.93	15.74	16.60
0.9-1.0	9.51	6.74	8.74	8.61	17.95	11.48	16.62	15.87
1.0-1.1	5.65	5.41	5.92	5.60	13.37	9.61	12.60	12.16
1.1-1.2	3.44	4.28	5.99	3.85	8.29	7.82	8.94	8.18
1.2-1.3	2.26	3.54	4.01	2.76	4.94	6.12	6.30	5.39
1.3-1.4	1.38	2.75	2.70	1.88	2.76	4.98	5.26	3.60
1.4-1.6	1.63	3.89	3.61	2.45	2.37	6.27	4.56	3.70
1.6-1.8	0.91	2.51	2.03	1.47	0.96	3.34	2.13	1.76
1.8-2.0	0.44	1.59	1.37	0.85	0.39	2.08	0.97	0.95
2.0 以上	1.25	5.15	3.52	2.58	0.70	4.25	2.63	1.91

注 (1)勤労者世帯
 (2)無職世帯を除く非勤労者世帯
 (3)無職世帯

することがわかる。契約貯蓄的な観点から主張される、住宅取得の実績が貯蓄率を引き上げるといふ仮説は、事実にもとづくわれわれの分析結果からは認められない。したがって持家世帯と借家世帯の消費性向の差は、主として借家世帯の家賃支払額に起因していると判断してよいだろう。同じく表一五に、ケース③の場合

合における消費性向の分布が示されている。それによると、持家世帯と借家世帯の消費性向は大差ない分布を示している。これは興味深い事実である。
 表一六には、ケース②とケース③について消費性向の分布がそれぞれ示されている。二人以上の普通世帯における消費性向はケース③では〇・八〜一・〇を中

心にして広く分布していることがわかる。実質的な意味において所得以上に消費している世帯は、ケース③の場合において消費性向が一・〇を超える世帯である。普通世帯全体の三五・八%がこれに該当し、これらの世帯では実質的に資産を食いつぶして消費していると思われる。すなわち実質的に貯蓄を取り崩している世帯はかなりの比率に達している。「わが国の家計は欧米各国に比較して強い貯蓄嗜好を有する」というのが、これまでの常識的な見解であった。われわれの発見はこのような見解に反する衝撃的な結果であると言えよう。

五、結びに代えて

貯蓄の取り崩しは、高齢者世帯の比率が高い無職世帯において顕著である。貯蓄を取り崩している世帯の割合は、無職世帯では四一・八%に達している。高齢者世帯の分析においては単身世帯をも対象としなければならないが、ここで示される結果は今後の分析に一つの目安を与えるものであろう。

われわれは本稿において、まず所得・消費に関する概念を欧米諸国の計数と比較することができるよう調整した。また帰属家賃や利子・配当等の計数を、現実に近いものにするために再推計した。その上で、わが国の貯蓄率が本当に高いかどうかを調べてみた。

その結果、わが国の家計部門における貯蓄率は一九八四年において一一・五%であることが判明した。わが国の貯蓄率は必ずしも高くないという結論が導かれたのである。ここでは貯蓄率の水準より、貯蓄率の低下幅こそ注目されて然るべきであろう。

- (1) 土地価格を明示的に取り入れて帰属家賃を推計したこと、
- (2) 医療費の健康保険負担分(窓口負担分以外の医療給付)を、現物収入・現物消費として処理したこと、
- (3) ローン金利支払い分を所得から控除したこと、
- (4) 耐久消費財および住宅の減耗分を考慮に入れたこと。

わが国の地価の水準はきわめて高い。また政府の寛大な福祉政策によって社会保険医療の守備範囲はかなり広く、かつ窓口負担分は一〇%前後と極端に低い。さらに住宅ローンや消費者ローンはすでにかなり普及している。くわえて住宅・耐久消費財は相対的に耐用年数が短いため、その減耗額は毎年巨額に達している。このような点を踏まえれば、日本の貯蓄率(ネットタム)がそれほど高くないという結論はとくに驚くにはあたらない性格のものである。むしろ、これまでの「日本の貯蓄率が高い」という通念こそ

27/19 VS 25/19 ?

疑ってかかるべき「事実」だったのでないだろうか。

減価償却前の粗貯蓄ベースでみると、日本貯蓄率は確かに高い。しかし資産純増分をみるために減価償却後の純貯蓄率を計算すると、その値は一九八四年では一・五%であった。貯蓄すれども資産は(大きく)ふえず、というのが一九八四年の実態であった。

本稿をとじるにあたって、今後における課題を二、三指摘しておく。まず、本稿では公教育における現物給付分については所得・消費の調整をしなかった。この取扱いは今後の課題である。

つぎに、貯蓄率を国際間で厳密に比較するためには、所得・消費に関する概念を各国間で統一することがまず必要となる。また各国の統計データには、各国固有のくせや特徴がある。今回、日本の統計がどの程度信頼できるかをチェックするのに相当の時間とエネルギーを必要としたが、このような事情は各国でもほぼ同様であろう。各国において自国の統計資料に精通した専門家がマイクロ・データに基づいて貯蓄率を再検討することを期待したい。そのような研究成果が出そろうて、はじめて意味のある国際比較ができるように思われる。

さらに、本稿の結論はなんらかの政策的提言を直接の目的としたものではない。本稿におけるわれわれの関心は、あくま

でも事実の発見とその解明にある。政策的含意については、問題をもう少し広く設定しなおした上で別の機会に論じるとにしたい。

われわれは今回、貯蓄率を検討するために土地・住宅・耐久消費財等についてその評価額をあわせて推計した。その概要は次号で紹介したい。

(注)

(注1) 持家世帯および給与住宅等の「住居費」(設備修繕・維持費)は「掃蕩サービス」の生産に必要な経費(中間投入)とみなした。したがって「住宅・土地資産」の保有から生じる「掃蕩サービス」は「掃蕩家賃」から「設備修繕・維持費」を控除した金額(計上)として扱った。

(注2) 住居費の中の「設備修繕・維持」に要する「設備器具」購入費は「耐久消費財購入額」には含めない。

(注3) 耐久消費財調査はすべての品目をカバーしているわけではない。一九八四年調査では主要五〇品目、一九七九年調査では主要六〇品目についてのみ行われている。

(注4) 一九七四年以前に購入した耐久消費財は資料に制約があるため、すべて一九七四年に購入したと仮定した。

(注5) 一九七四年以前に購入した耐久消費財をすべて一九七四年に購入したとみなしたことから、耐久消費財のストックがやや過大に推計されている。「国民経済計算」等の統計におけるストックとの対比から、過大推計分を修正すると、貯蓄率は一・三%から一・七%上昇すると推測できよう。

(注6) 四半期ごとの消費支出額が大きい異

なる世帯もある。このような世帯の数が比較的多い場合には、三五・八%という割合には留保が必要となる。

(注7) ほぼ同様の結論が一九七九年のデータによっても導かれる。

(注8) この点は諸外国の計数と比較する必要がある。

(注9) 他方貯蓄率を上昇させる調整項目として、(1) 利子・配当・株式のキャピタルゲインの再推計 (2) 親族への仕送り金の控除 (3) 耐久消費財購入額の控除、などがある。

(注10) 一九八六年・一九八七年については巨額にのぼる土地・株式のキャピタルゲインが発生している。このような「意図せざる貯蓄」が巨額に発生した年次に関する限り本文と同じシナリオ・メントは成立しない。

(参考文献)

1. D. W. Blades & P. H. Sturm (1982). "The Concept and Measurement of Savings: The United States and Other Industrialized Countries," in *Saving and Government Policy*, Conference Series No. 25, The Federal Reserve Bank of Boston.
2. *The Economist* (1988), "Smaller Savings for Rainy Days," March, 19.
3. P. Falush (1988), "Saving Too Little, Borrowing Too Much," *Post Magazine*, 30 June.
4. F. Hayashi (1986), "Why Is Japan's Saving Rate So Apparently High?" in *Macroeconomics Annual*, Vol. 1, NBER.
5. 堀家康昭 (1985) 「家計貯蓄率の動向」【金融研究】4 (3).
6. C. Y. Horioka (1985), "A Literature survey on Household Saving in Japan: Why Is Japan's Saving Rate So High?" unpubl.

sheet.

7. 濠口敏行 (1988) 「日本の消費関数分析の展望」【経済研究】39 (3).

8. 日本銀行調査統計局 (1988), 「米国の家計部門の貯蓄について」【日本銀行調査月報】六月号。

9. 大前研一 (1988) 「日本は貯蓄大国」のウソ【文芸春秋】5月号。

10. H. C. Simons (1938), *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press.

11. L. Summers and C. Carroll (1987), "Why Is U. S. National Saving So Low?" *Brookings Papers On Economic Activity*, 2.

(注意: 本稿は本年一〇月に開催された経済研究所創立三〇周年記念シンポジウムで報告した小論を新たに展開しなおしたものである。表一三以下の計数は右記報告論文の計数と若干異なっている。これは、シンポジウム参加者のコメントと助言にもとづいて、消費支出の年換算倍率・株式キャピタルゲインの推計値を修正したこと、住宅の維持修繕費の取扱いを変更したことによっている。なお本稿あくまでも執筆者グループの私的な試論であり、各所属機関の公式見解を示すものではない。念のため。)

CG IR
12712-
1201?

